

広島市告示第 1 7 4 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、広島市八幡東土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 組合の名称

広島市八幡東土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成 1 1 年 1 2 月 7 日から令和 7 年 3 月 3 1 日

3 施行地区

広島市佐伯区五日市町大字高井字大番、字鷹泊、字雙六、字早稲田の各一部、広島市佐伯区五日市町大字中地字日ノ木、字深山迫、字東畑、字東田、字八畝田、字百田、字梅王田の各一部、広島市佐伯区八幡東一丁目、三丁目、四丁目の各一部

4 事務所の所在地

広島市佐伯区八幡東二丁目 8 番 1 号

5 設立認可年月日

平成 1 1 年 1 2 月 7 日

6 事務所の所在地

広島市佐伯区八幡東二丁目 8 番 1 号から、広島市佐伯区楽々園四丁目 1 3 番 2 4 - 2 0 1 号に変更する。

7 変更認可の年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日